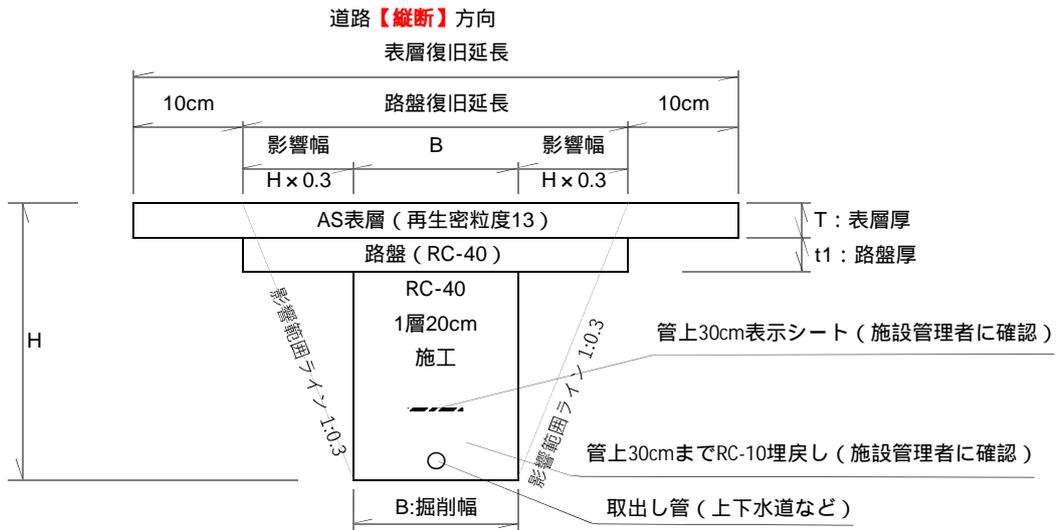


道路**縦断**方向の復旧範囲の考え方【歩道舗装】

令和4年4月1日適用

掘削深さHが1.5mを超える場合は、土留めを設置すること。  
 路盤復旧の影響幅は、土留めを設置する・しないに関わらず、「 $H \times 0.3$ （5cm単位切上げ）」とする。  
**表層復旧延長は、路盤復旧延長に両側表層突き出し分を加算した延長とする。**  
 同一申請で複数箇所の掘削を行う場合、町道の舗装継目を減らす目的のため、表層の端部と端部の間隔が5.0m未満の場合は、その挟まれた部分も含めて表層を復旧すること。  
 また、上記と同様に既設舗装目地との距離が5.0m未満のときは、その間も含めて復旧する。  
 側溝や暗渠等の構造物部の伏越しは、押込み工法（さや管工法）にて行うこと。やむを得ず構造物下部を掘削する場合は、構造物の一時撤去再設置、もしくは吊り防護・水締めによる埋戻し等を行い、地盤沈下対策を講ずること。  
既設表層と復旧表層の継目の段差は+5mmまでとし、マイナスの段差は認めない。  
インターロッキングブロック、視覚障害者誘導ブロック等の特殊な場合は、事前に協議すること。



道路**横断**方向の復旧範囲の考え方【歩道舗装】

掘削深さHが1.5mを超える場合は、土留めを設置すること。  
 路盤復旧の影響幅は、土留めを設置する・しないに関わらず、「 $H \times 0.3$ （5cm単位切上げ）」とする。  
**表層復旧幅員は全幅員復旧を原則とする。**  
 側溝や暗渠等の構造物部の伏越しは、押込み工法（さや管工法）にて行うこと。やむを得ず構造物下部を掘削する場合は、構造物の一時撤去再設置、もしくは吊り防護・水締めによる埋戻し等を行い、地盤沈下対策を講ずること。  
既設表層と復旧表層の継目の段差は+5mmまでとし、マイナスの段差は認めない。  
インターロッキングブロック、視覚障害者誘導ブロック等の特殊な場合は、事前に協議すること。

